

## 第 69 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 5 年 3 月 30 日（木） 9：30～9：50
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、山本防災対策部長、西田戦略企画部課長、松浦総務部副部長、井端医療保健部副部長、小倉医療保健部理事、中村子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、小見山廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長、山川スポーツ推進局長（オンライン）、下田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、野呂雇用経済部長、増田観光局長、佐竹県土整備部理事、水野県土整備部長、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、佐協会計管理者兼出納局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、田中最高デジタル責任者（オンライン）、難波警察本部長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、水野四日市市危機管理課課長（オンライン）、事務局

（日沖危機管理統括監）

- ・これより、「第 69 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、新年度を迎えるにあたり、令和 5 年度の三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の体制の変更と、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う対応方針（案）について、情報共有を図るため開催する。

### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内感染状況について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「新型コロナウイルス感染症の県内感染状況」について、感染症対策部から説明をお願いします。

（天野感染症対策課長）資料 1 に沿って説明

- ・資料 1 をご覧いただきたい。10 月 27 日、第 8 波の始まった段階からの感染状況である。第 8 波については、1 月 10 日に 1 日当たりの新規感染者数 5,457 人と過去最多で、同日に病床使用率も第 8 波最高の 66.4%となった。
- ・1 月 13 日に医療ひっ迫防止アラートを発出し、その後、新規感染者数、病床使用率がともに減少。昨日 3 月 29 日の段階で、新規感染者数は 124 人。病床使用率は 6.9%。重症者はいない状況。

- ・本日、3月30日の新規感染者数も100人程度で、感染状況は改善し、医療体制への負荷も軽減されてきている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

## **議題2 「令和5年度三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の体制」について**

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「令和5年度三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の体制」について、総合対策本部から説明をお願いします。

(天野感染症対策課長) 資料2に沿って説明

- ・資料2「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部体制」について説明する。
- ・令和5年度4月1日からの体制は、令和5年度の県の組織体制に合わせて見直しを行っている。資料2の右側、対策部の部分にそれぞれの対策部が所管している業務を記載している。これらに関しても、現在の新型コロナウイルス感染症対策の業務内容に合わせた見直しを行っている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

## **議題3 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う県の対応方針」について**

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う県の対応方針(案)」について感染症対策部から説明をお願いします。

(天野感染症対策課長) 資料3に沿って説明

- ・資料3に沿って説明する。感染症法上の位置付けの変更で、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から、これまでの新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更ということで予定されている。
- ・新型インフルエンザ等感染症の場合、入院措置などの行政の強い関与と、限られた医療機関による特別な対応をとっていたが、5類感染症に移行すると、よ

り幅広い医療機関における通常の対応となり、行政においても、医療機関への支援といった役割に移行していく。

- 1つ目の丸印についてであるが、これまで対応していただいていた医療機関には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5類感染症へ移行した後も引き続き対応を求めていきつつ、新たな医療機関の参画をお願いしていく。そのうえで、令和6年4月の診療報酬、介護報酬の同時改定を通じ、新型コロナウイルス感染症への対応を組み込んだ、新たな診療報酬体系による医療体制に移行することが着地点となる。この間、感染拡大の対応ということで、感染拡大があった場合に、医療体制の状況等も検証し、必要な見直しを進めていく。
- 2つ目の丸印についてであるが、冬の感染拡大に先立ち、対応いただく医療機関の維持、拡大を強力に進めていく。
- 資料3の①について説明する。これは、位置付けの変更に伴う県の対応方針の現時点での案である。この資料の記載通り、政府から示された会議を基に、現時点の本県における対応方針案について、資料にあるような形で検討を進めている。
- 改めて、「4月中旬に三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を開催し、医療関係者のご意見をいただいたうえで、県対策本部本部員会議を改めて開催し、最終的に県の対応方針を決定していく予定。
- 現時点での対応方針案について説明する。下の事項の部分の外来体制の項目の一番上、「外来診療体制の確保」について、5類移行前と5類移行後を比較してご覧いただきたい。外来診療体制については、現在、診療・検査医療機関は694機関で、こちらで外来の診療を行っている。これを5類移行後は、より広く一般的な医療機関が、患者の診療で対応いただく体制へと移行していく。
- 一つあけ「公費負担(外来)」の関係について説明する。これまでは外来医療費の自己負担分を公費で支援していた。5類への位置づけ変更後は、新型コロナウイルス感染症の治療薬が高額であるため、治療薬の費用については一定期間の公費負担を継続する。一方、その他の外来医療費の公費負担は終了ということで予定している。
- 続いて入院体制の項目について説明する。「入院受入体制の確保」について、これまではコロナ患者の入院受入医療機関が46機関あったが、5類移行後は新たな医療機関での入院患者の受け入れを積極的に進めていく。
- その下の「入院調整」について説明する。これまでは県による入院調整となっていたが、今後は原則、医療機関間による入院調整となる。一方で、調整が不調の場合には県が関与する。
- 二つあけて、「公費負担(入院)」については、自己負担限度額から2万円を減

額とする。

- ページの一番下、「宿泊療養施設」については、現在、四日市、亀山、津の3施設で運用しているが、5類移行後、運用を終了する。一方、医療ひっ迫時等には、高齢者等の療養のための、宿泊療養施設の設置を検討する。
- 資料3の②について説明する。自宅療養の項目について、「検査キット配布・陽性者登録センター」や「健康観察(保健所)」、「パルスオキシメーター貸与」といった対応は5月7日をもって終了。「食料の支援」については、今年度末で終了する。一方、療養者支援相談窓口については、一定継続する。
- 高齢者施設の項目については、施設内で陽性者が発生した場合等の「相談窓口」、「クラスター対応」、医療機関とのオンライン診療や往診、といった「医療機関との連携」については継続。
- 早期発見、感染拡大防止の観点で行っている、高齢者施設等での「社会的検査」については、対象や検査方法等を見直した上で、継続をしていく。
- 検査の項目について、「抗原定性キットの配布」、それから感染不安を感じる方の「県無料検査事業」についても、終了。
- 「相談体制」について、受診・相談センター(保健所)、や療養者支援相談窓口については、当面の間は継続。
- 「サーベイランス」については、これまでは全数を把握していたが、今後は季節性インフルエンザと同様に、定点での報告となる。一方で、新たな変異株を監視するという観点から、ゲノム解析については継続。
- いずれにしても、5月8日に5類に移行した場合には、今までの対応と大きく変わる部分があるため、そのあたり混乱が生じないように、丁寧に取り組んでいく。
- 説明は以上である。

(日沖危機管理統括監)

- ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

#### 議題4 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- 次に「各部からの報告事項」がある部局は挙手をお願いする。

(小倉医療保健部理事)

- 今年度、2度の大きな波を経験する中で、業務の外部委託等を進めてきた。第

8波の保健所においては、他部局からの応援なしで対応することができた。各部局からの多数の応援、改めて感謝申し上げます。

- ・5月8日以降、感染症法上の位置付けが変わり、新たな局面を迎える形となる。先ほど説明したとおり、終了する業務もあるが、通常の医療体制への段階的な移行を円滑に進めていくためにも、今しばらくは当面各部局からの応援をお願いしたい。

## 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「指示事項」をお願いする。

(一見知事)

- ・保健所の皆さん、対策本部の皆さん、本部に協力していただいた他部局の皆さん。ご協力ありがとうございます。県民の皆さんのご尽力もあり、感染の状況については落ち着いてきている。これが継続していくと経済状態が通常に戻ってくる。各担当部局においては、経済を伸ばす方向での活動をお願いしたい。本部に関して申し上げますと、経済が回っていくと感染が増えてくる可能性がある。「みえコロナガード」もあるので、常に逆櫓を意識しながら、経済を回して、感染が増えてきたらまた感染を抑えていくという考え方で対応してもらいたい。
- ・指示事項3点、指示する。
- ・5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更が予定されている。これまでと大きく異なる状況になるが、混乱が起きないように、新たな本部体制の下、各部局はもとより地域機関や関係各所とも連携し、しっかり準備すること。
- ・年度替わりの時期を迎え、職員の異動や担当者の変更などがあると思うが、体制を維持できるよう、新年度に向けて適切に引き継ぎを行うこと。
- ・これからの時期、人の移動や歓送迎会など、人との接触の機会が増えるが、職員は換気や手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底してもらいたい。なお、マスク着脱については、基本的には個人の判断によるが、窓口対応等をする場合は着用するなど、状況に応じて対応すること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの指示事項について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で第 69 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を終了する。